医療費に関するお知らせ

# 外国人患者さんの診療単価変更について

日頃より当院をご利用いただき誠にありがとうございます。
当院では、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない患者さんの診療等に係る料金について、2026年12月1日（火）より、診療報酬点数1点につき10円から30円に改定いたします。

## 対象となる患者さん

日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない患者さん

## 診療費の計算方法

1点　10円　→　1点　30円

※医療費には消費税が別途発生します。

## 適用開始日　2026年（令和8年）12月1日（火）

当院の医療資源は、日本国民が負担する保険料や税金で成り立っています。
外国人患者さんにも日本国民と同等のご負担をお願いするため、料金を改定いたします。

令和8年11月
独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター院長